

議案第 66 号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24
年川崎市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「及び保育所等訪問支援（同条第 5 項）」を「、居宅訪問型児
童発達支援（同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業
及び保育所等訪問支援（同条第 6 項）」に改める。

第 44 条の次に次の 1 条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第 44 条の 2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当
該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用さ
れた障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し
て、当該障害者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援
の継続に努めなければならない。

第 51 条中「、省令第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して」を削る。

第 55 条中「第 45 条」を「第 44 条の 2」に改める。

第 56 条中「、省令第 6 条の 7 第 2 号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、生活介護事業者等は職場への定着のための支援を行うよう努めることとすること、就労移行支援事業者は通勤のための訓練を実施することとすること等のため、この条例を制定するものである。